

平成26年第1回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成26年3月6日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	6番	伏 屋 隆 男
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	3番	伊 藤 功
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長	足 立 茂 樹
企 画 環 境 経 済 部 長	大 橋 雅 文

住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長	森光彌
教育文化部長	堀康男
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
郡教委学校教育課長	廣瀬治良

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	浅野薫夫
書記	笠原誠
主任	浅井将利
主任	奥村敬宗

1. 議事日程（第1号）

平成26年3月6日（木曜日） 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第2号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 第3号議案 町道の路線認定について
- 日程第6 第4号議案 町道の路線廃止について
- 日程第7 第5号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第8 第6号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第9 第7号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第10 第8号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第9号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第10号議案 平成26年度笠松町一般会計予算について
- 日程第13 第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 第13号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算について
- 日程第16 第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算について
- 日程第17 第15号議案 平成26年度笠松町水道事業会計予算について

日程第18 第1号請願 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書

日程第19 第2号請願 特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願

開会 午前9時00分

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、平成26年第1回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岡田文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 伊藤 功 議員

8番 安田 敏雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（岡田文雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（岡田文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（浅野薫夫君） おはようございます。

監査委員より、1月23日、24日、30日に実施されました平成25年度定期監査の結果報告、並びに平成25年度11月分、並びに12月分及び1月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付いたしました。

もう1点が、1月23日に笠松町役場で羽島郡町村議会議長会が開催されまして、平成26年度羽島郡町村議会議長会の予算が審議され、承認されました。以上です。

○議長（岡田文雄君） 理事者の報告を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事請負契約の変更であります。笠松中学校の新屋内運動場の建設工事の工期延長についての1件であります。

この変更理由、あるいは契約の相手方、工期等の詳細につきましては、議員の皆さんのお手

元の議案資料の1ページをお目通しいただきたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 第2号議案から日程第17 第15号議案まで並びに日程第18 第1号請願及び日程第19 第2号請願について

○議長（岡田文雄君） 日程第4、第2号議案から日程第17、第15号議案までの14議案並びに日程第18、第1号請願及び日程第19、第2号請願の2請願を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第2号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年笠松町条例第8号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年3月6日提出、笠松町長 広江正明。

第3号議案 町道の路線認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。平成26年3月6日提出。

記、整理番号 3248、路線名 北及64号線、起点 北及、終点 北及、重要な経過地 なし。

第4号議案 町道の路線廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道の路線を廃止したいので町議会の議決を求める。平成26年3月6日提出。

記、整理番号 3024、路線名 長池田代2号線、起点 長池、終点 田代、重要な経過地 なし。

第5号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算（第11号）。

平成25年度笠松町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億865万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,091万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成26年3月6日提出。

次に、25ページをお開きください。

第6号議案 平成25年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

平成25年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,451万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,575万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出。

次に、36ページをお開きください。

第7号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度笠松町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ679万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億861万5,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出。

次に、40ページをお開きください。

第8号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,736万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,970万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年3月6日提出。

次に、50ページをお開きください。

第9号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,762万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,438万4,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成26年3月6日提出。

次に、別冊の平成26年度羽島郡笠松町一般会計予算書の1ページをお開きください。

第10号議案 平成26年度笠松町一般会計予算。

平成26年度笠松町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75億1,200万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出。

次に、別冊の平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算書、ほか4特別会計予算書の1ページをお開きください。

第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億3,585万円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出。

次に、6ページをお開きください。

第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,014万7,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。平成26年3月6日提出。

次に、9ページをお開きください。

第13号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億409万6,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用) 第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出。

次に、14ページをお開きください。

第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算。

平成26年度笠松町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,852万6,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成26年3月6日提出。

次に、18ページをお開きください。

第15号議案 平成26年度笠松町水道事業会計予算。

(総則) 第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数8,450戸、(2) 年間総給水量253万5,000立方メートル、(3) 1日平均給水量6,945立方メートル、(4) 主要な建設改良事業 第4水源地の電気設備等の更新。

(収益的収入及び支出) 第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款 水道事業収益2億6,765万4,000円、第1項 営業収益2億819万4,000円、第2項 営業外収益5,946万円。

支出、第1款 水道事業費用2億6,060万1,000円、第1項 営業費用2億4,554万7,000円、第2項 営業外費用642万5,000円、第3項 特別損失812万9,000円、第4項 予備費50万円。

(資本的収入及び支出) 第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,954万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,892万7,000円、当年度分損益勘定留保資金69万9,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,991万7,000円で補填するものとする。)

収入、第1款 資本的収入2億1,135万8,000円、第1項 工事負担金1,135万8,000円、第2項 企業債2億円。

支出、第1款 資本的支出2億9,090万1,000円、第1項 建設改良費2億7,824万9,000円、第2項 企業債償還金1,265万2,000円。

(企業債) 第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、第4水源地水源施設改良事業。限度額、2億円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率、4.0%以内。償還の方法、政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借りかえすることができる。

(一時借入金) 第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,495万5,000円。

(たな卸資産の購入限度額) 第8条、たな卸資産の購入限度額は400万円と定める。平成26年3月6日提出。

次に、請願文書表をごらんください。

請願文書表。

受理番号、第1号。請願者の住所及び氏名、岐阜市北山1丁目13番18、岐阜県社会保障推進協議会 会長 高田一朗。請願件名、要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書。請願の要旨、別紙のとおり。紹介議員、笠松町議会議員 長野恒美。受理年月日、平成26年3月3日。

受理番号、第2号。請願者の住所及び氏名、岐阜市徹明通7丁目13番地 岐阜県教育会館303号、憲法9条を守る岐阜県共同センター 代表者 近藤真。請願件名、特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願。請願の要旨、別紙のとおり。紹介議員、笠松町議会議員 長野恒美。受理年月日、平成26年3月3日。

○議長（岡田文雄君） 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明を願います。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、この第1回の定例会の開会に当たりまして、町政に対する基本的な考え方を申し述べるとともに、新年度予算の概要について御説明を申し上げたいと思います。

我が国の経済情勢は、異次元の金融緩和措置と大規模な経済再生施策により、4・四半期連続の経済成長を果たし、1月に内閣府が発表した月例経済報告での景気の基調判断でも、景気は緩やかに回復しているとして、好調な個人消費や設備投資が反映され、4カ月ぶりの上方修正がなされました。また、岐阜県内の経済情勢についても、消費の持ち直しや雇用情勢の改善が判断され、景気回復の動きがこの地方にも波及するなど、今後もこの好循環が徐々に広まっていくものと想定されます。

新年度の国の予算編成においても、デフレ脱却を完全なものとし、日本経済再生のさらなる推進と財政健全化の両立の実現に向けた施策の重点化を図るものとしており、経済の好循環の成果を広く実感できることを目指しております。

このような社会経済状況の中にあっても、当町の町税収入に大幅な増収が見込めるという確証を得ることが難しく、歳出面においては、社会保障関係経費の自然増や将来を見据えた社会基盤整備、さらには当町を取り巻く喫緊の課題に対応するための施策や事業に多額の費用が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が続いていくものと認識をしております。

これらのことを踏まえ、財政の健全性を維持しながら、徹底した事務事業の峻別を行うなどの創意工夫を重ね、我が町の魅力の向上、活力の創出に邁進をしていきたいと考えております。

それでは、新年度の予算編成に際しましての考え方について御説明をいたします。

当初予算編成に当たり、将来の財政状況の変化に備え、事業の妥当性や効率性、住民満足度などを総合的に精査をし、多種・多様化する課題への的確な対応に加え、将来の発展性を考慮した施策や事業に積極的に集中投資する予算といたしました。

とりわけ、第5次総合計画の将来像達成に向けた6つの基本方向の中で最優先すべき事業として、「安心して防災に強いまちづくり」「健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」「人をはぐくみ魅力を発信するまちづくり」の3つを重点項目に掲げ、中期財政計画のもとに総合計画の着実な推進を図り、安心して夢と希望のある明るく元気なまちづくりを目指した予算編成いたしました。

これらの方針をもとに編成した平成26年度の歳入歳出予算額は、一般会計75億1,200万円、国民健康保険特別会計26億3,585万円、後期高齢者医療特別会計2億2,014万7,000円、介護保険特別会計16億409万6,000円、下水道事業特別会計が9億6,852万6,000円、水道事業会計が5億5,855万5,000円、合計134億9,917万4,000円となり、総額につきましては前年度と比較して8.96%の増となりました。このうち、一般会計については前年度比15.68%の増となり、過去10年間で最も規模の大きい予算編成となっています。また、医療費などの増加により、国民健康保険特別会計については0.13%、後期高齢者医療特別会計については2.26%、介護保険特別会計については4.40%の増となっております。また、下水道事業特別会計は計画的な下水道整備推進のため3.09%の増、水道事業会計では施設改修の減少などにより2.31%の減となっております。

それでは次に、新年度、重点的に取り組む3つの項目に関連する事業を中心に、御説明を申し上げます。

初めに、「安心して防災に強いまちづくり」として、住民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを進め、地域と連携した防災体制の強化を図ってまいります。

国が進める防災・減災に向けた国土強靱化の取り組みに呼応して、当町としてもこれまで以上に地域の総合防災力の充実に努めることが重要となってまいります。このような中、災害発生時に重要な活動拠点となる庁舎の耐震補強工事を実施し、有事の際の迅速な救援、救護活動体制を確立できるようにいたします。同時に、築45年を超え、老朽化が目立つ電気空調設備や衛生設備などの改修工事も実施し、来庁者にとって安全かつ利便性が向上する環境整備を行ってまいります。

また、地域住民を対象に、減災と地域社会の防災力向上が期待される防災士の育成支援を行うとともに、防災・減災の専門家による講演会やワークショップなどを自主防災会との協働開催により、地域防災力の向上を図ってまいります。

さらに、大規模災害の発生に備えた備蓄体制について、救援物資の定期更新に加え、避難所運営に必要な大型扇風機や、あるいは避難所マット、そして段ボール間仕切りや簡易トイレなどを第1次避難所である各学校体育館に配備するなど、逐次必要となる防災備品の整備を進めてまいります。

また、新年度より一般木造住宅の耐震診断及び改修工事の助成に加え、非木造住宅に対する

耐震診断助成の実施や、災害復旧の迅速化につながる地籍調査の着手など、住民生活に直結した防災施策の強化に努めるとともに、ゲリラ豪雨などの水害対策として、笠松町流域関連公共下水道雨水計画に基づく排水路改良事業を継続推進し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

加えて、25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布、施行されたことに伴い、国の消防団の機能強化に関する地方財政措置の動向を注視しながら、地域防災力の中核としての消防団の体制強化に向けた対応を図ってまいります。

次に、「健やかでいきいきと暮らせるまちづくり」として、全ての住民が生涯にわたって健康で幸福に暮らすことができる地域づくりを推進してまいります。

各種検診は、みずからの生活習慣を振り返り、改善のきっかけとなるだけでなく、疾病の早期発見や早期治療に向けた取り組みとして、引き続き重点事業として行ってまいります。

予防接種事業については、高齢者インフルエンザ予防接種助成などに加え、妊娠希望者などに対する風疹予防接種助成を実施し、さらなる充実を図ってまいります。

また、従来の妊婦健診事業に加え、新たに妊婦の歯科健診に対する助成を実施し、妊娠中の歯周病の悪化を防ぐとともに、母子への歯科保健意識の向上を図ってまいります。

さらに、誰もがいつでも安心して治療が受けられるよう、救急告示病院に対する運営補助により救急医療体制の確保を図るほか、介護予防、あるいは障がい者支援、老人福祉などさまざまな施策に取り組み、保健、医療、福祉の充実に努めてまいります。

また、快適な住環境の整備に資するため、羽島用水パイプライン上部利用事業については、西幹線の田代分水工から県道までの歩道設置を進め、交通安全対策の強化につなげてまいります。

サイクリングロード整備事業については、JR橋梁から国道22号までの整備延長に加え、蘇岸築堤記念碑公園の拠点化実施設計など、河川環境楽園へ向けた計画的な整備を進め、観光資源である木曾川の豊かな自然環境を有効的に活用した、幅広い世代での健康づくりが期待されるとともに、25年度より都市公園化に向け改修工事に着手している運動公園についても、健康増進につながるスポーツやレクリエーションの利活用場となるよう整備し、町内外より多くの方が集う交流の場所として、順次改修工事を進めてまいります。

次に、「人をはぐくみ魅力を発信するまちづくり」として、将来を担う子供たちが、人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、地域を大切に、魅力の発信により、にぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

隔年で実施をしている青少年海外派遣事業では、交流校生徒との異文化交流やマリンスポーツなどの自然体験により、国際性豊かで広い視野を持った人材の育成を図ります。

道徳教育の推進につきましては、心温かく活力ある町を目指したさまざまな取り組みにより、

地域全体に「道徳のまち笠松」が浸透できるよう引き続き事業を進めてまいります。

また、長期休業期間における放課後児童クラブの年齢制限の引き上げや子育て応援特別手当の支給、子ども・子育て支援事業計画の策定など、国の取り組みとも歩調を合わせ、安心して子育てができる施策を充実してまいります。

今夏に開催される飛騨・木曽川Eポート交流会では、町外から訪れる多くの参加者に笠松みなと公園の豊かな自然環境をアピールするとともに、木曽川流域の自治体との連携強化を図ってまいります。

さらに、新歴史民俗資料館建設事業では、当町はアジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特別区域として認定を受けた区域もあり、町の過去から近未来までの資料展示を行うことによって、町の魅力を発信する拠点の一つとするほか、多くの人々が集まるサロンとして活用できる多機能な資料館として、来年の夏のオープンを目指して整備を進めてまいります。

ふるさとかさまつ宅配便に魅力を感じるとの意見が多いかさまつ応援事業において、25年には全国から3,400件を超える寄附金をいただき、基金積立額が当初の目標額を上回ったことから、使途目的に沿い、公共施設巡回町民バスの更新に活用させていただきます。この基金の活用については、寄附者の方々にお知らせをするとともに、あわせて笠松力検定で使用する冊子を送付し、寄附者の第二のふるさとである笠松町への関心をより一層高めてまいりたいと考えております。

その他の重要施策として、近年、拡大を見せる特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向け、安全に安心して暮らせる地域づくりを目指し、消費者行政の充実に向けた施策についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、国の補助に上乗せして実施をしていました住宅用太陽光発電システム設置整備補助金については、国の補助制度の終了後も町単独補助を実施するとともに、3年間延長しました産業振興支援事業と定住促進事業につきましても、町の発展と地域の活性化に向け、引き続き取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端と第5次総合計画のもと、「「ひと・まち・自然」輝く故郷の創造」に向け、平成26年度の主要事業を述べましたが、本日提出いたしました各案件につきましては、議事の進行に従いまして、順次その理由、内容などについて御説明いたしますので、慎重に御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日提出をさせていただいた案件は、笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正1件、町道の路線認定が1件、町道の路線廃止が1件、そして平成25年度の一般会計ほか4件の補正予算、計5件、そして平成26年度一般会計ほか5件の予算、計6件、以上14件であります。

詳細につきましては、副町長より御説明をさせていただきますので、御審議の上、御議決賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡田文雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案の1ページから2ページの第2号議案 笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年に制定されまして、国及び地方公共団体が消防団の処遇改善を図るため、必要な措置を講ずることが義務づけられたこと及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員に係る退職報償金に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容的には、別表第1の改正でありまして、消防団員の退職報償金の支給額について、5年以上在職した団員の最低支給額を、現在14万4,000円になっておりますが、これを5万6,000円引き上げ20万円に、そのほかの階級、勤続年数の団員に係る支給額を一律5万円引き上げるものであります。

施行期日は、平成26年4月1日であります。

経過措置として、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものであります。

続きまして3ページ、第3号議案 町道の路線認定についてであります。

道路法第8条の規定により、町道の路線認定について議会の議決を求めるものであります。

北及地内の宅地開発により設置されました私有道路について、町道編入審査委員会、平成26年2月10日に開催しておりますが、ここにおいて規格に適合しているかどうか等、適否を判断した結果、町道に編入することとするものであります。

場所は、北及字高坪地内で、延長は53.3メートル、幅員は6メートルから、隅切りのあるところが11.7メートルであります。

続きまして4ページ、第4号議案 町道の路線廃止についてであります。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線廃止について町議会の議決を求めるものであります。

羽島用水パイプライン化による上部利用に伴いまして、北及泉町1号線を拡幅するに当たり、長池田代2号線を廃止するものであります。いわゆる羽島用水をまたいで2本並行してあった町道を1本にして管理するというものであります。

廃止する長池田代2号線の場所は、長池字嫁ヶ淵1672番地の5から田代字天神311番地地先までであります。延長は412.7メートル、幅員は4.0メートルであります。

続きまして、5ページから24ページにわたります第5号議案 平成25年度笠松町一般会計補正予算についてであります。

今回は2億865万5,000円の減額補正であります。

今回の補正は、今年度事業費の見込みや事業完了等による不用額の精算を行うもののほか、国・県補助金等の交付額決定等に伴う歳入の補正及びその財源充当を行う内容のものが大半を占めております。国・県支出金等特財の財源に係るものは、少額でも補正させていただいております。町単事業については、おおむね30万円以上のものを今回補正させていただきました。主なものだけ説明させていただきます。

まず歳出であります。17ページをお開きください。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費でございますが、工事請負費で482万2,000円減額しております。今年度実施を予定しておりました、庁舎高圧電気設備の改修工事について、来年度実施予定の庁舎大規模改修工事にあわせて実施することに伴いまして、今年度、不執行となる工事請負費を482万2,000円減額させていただきました。

同じく、17ページの第5目の町民バス運行費でございますが、公共施設巡回町民バス運行事業に係る委託料の関係の入札を今年度から3年契約の入札で実施しました結果、契約差金が生じたので、529万2,000円を減額させていただいております。

同じく第8目の諸費でございますが、114万6,000円の増額補正を負担金でさせていただいておりますが、平成25年度生活交通ネットワーク計画において、維持確保が必要とされましたバス路線について、当該路線の維持存続を図るため、関係市町の路線距離に応じ、バス事業者の経常損益と国庫補助対象経費の限度額45%との差額分を補助することに伴い、生活交通路線バス維持費補助金を114万6,000円増額させていただいております。交付対象は、岐阜乗合自動車株式会社であります。対象路線は岐阜川島線、関係市町で負担する経費は448万3,000円でありまして、路線距離数は13.3キロメートル、このうち笠松町が3.4キロメートル分を負担するというので、先ほど申し上げた額を増額させていただきました。

続きまして、第2項の企画費、第1目 企画総務費であります。先ほども町長からの来年度予算の要旨で申し上げましたとおり、かさまつ応援寄附金の増及びかさまつ応援基金に係る利子を同基金に積み立てることに伴い、かさまつ応援基金積立金を2,947万6,000円増額させていただいております。3月5日、きのう現在では3,497件の寄附をいただいております。25年度末では約3,850万円の残高となる予定であります。

続きまして、18ページの第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。社会福祉事業を目的とした指定寄附が2件ございました。1件は、ぎふ農業協同組合から26年2月13日に10万9,750円の寄附がございました。そして、大栄食品株式会社から、同じく2月18日に200万円の寄附がありましたので、社会福祉基金に積み立てるため積立金を211万円増額させていただきます。

同じく、第5目の福祉医療費でございますが、重度心身障がい者医療費助成に係る福祉医療費が増加し、予算に不足が生じる見込みであるため、扶助費を888万8,000円増額させていただ

きます。4月から1月の実績から推計し、今回は一般財源で対応させていただきます。県補助金については、翌年度精算を予定しております。

同じく、第6目の福祉会館費で25万4,000円の補正をさせていただきます。福祉会館につきましては、1月の臨時会で、風呂の周辺での漏水の関係で補正をさせていただきましたが、まだ少し漏水するというので調査しました結果、1階の多目的トイレ内の壁内で水漏れが発生しているため、修繕が必要となりました。便器の交換が必要ですが、歴史民俗資料館で使用していた洋式のウォシュレット付きの便器を福祉会館多目的トイレに移設することで対応しますので、今回、修繕料を25万4,000円増額させていただきました。

○議長（岡田文雄君） 途中ですが、10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時20分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

衛生費のほうから、副町長、よろしくをお願いします。

○副町長（川部時文君） 19ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費で750万円の減額をしておりますが、これは子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を見合わせたことにより、ワクチン接種者の減少が見込まれたことに伴い、予防接種委託料を750万円減額させていただきます。

同じく、第3目 健康増進事業費で増額をしておりますが、これは国が今年度補正予算にて実施する働く世代の女性のためのがん検診推進事業、これを活用して乳がん、子宮頸がん検診を実施することに伴い、諸費用を増額させていただきます。

なお、今年度情報センター委託等の準備作業に着手し、来年度実施するため、全額繰越明許させていただきます。財源は、国の補助金が2分の1でございます。事業内容としては、看護師賃金、それから需用費として検診手帳とかクーポン券等の印刷が65万8,000円、それから勧奨通知等で36万3,000円を通信運搬費として使わせていただきます。そして、委託料として情報センター委託料が28万円、それから健康診査委託料、議案では679万7,000円と表示してございますが、町単のがん検診の減の180万円を利用して859万7,000円、合わせて計994万1,000円を事業費として補正させていただき、全額繰越明許で対処させていただきます。対象範囲は、子宮頸がんについては20歳から40歳、乳がんにつきましては40歳から60歳であります。

同じく第5目の環境衛生費でございますが、住宅用太陽光発電システム設置整備事業の設置申請見込みの増加に伴い、同事業補助金を59万4,000円増額させていただきます。当初、20件を見ていたものが24件ということで、その分を補正させていただきます。

それから、墓地使用料及び火葬場使用料収入の増に伴い、火葬場施設等整備基金積立金を43

万7,000円増額させていただきます。

それから、第2項 清掃費の第1目 塵芥処理費でございますが、レジ袋の有料化還元基金寄附金及び利子を同基金に積み立てるため、積立金を8万4,000円増額させていただきます。寄附いただいたのはユニー株式会社で、8万4,240円であります。平成20年度にこの条例をつくっておりますが、25年度末の残高は44万6,000円強となります。

続きまして、20ページになりますが、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路新設改良費でございます。町民グラウンド南の町道、通学路であります。ここの両側に納税猶予に係る土地がありまして、この事務のため、かなりおくれしております。道路整備調整事業の用地調査委託料に係る不用額409万6,000円と、それから用地買収の不執行に伴う不用額を609万5,000円減額させていただきます。

それから、道路新設改良事業の設計業務委託料、これは米野へおりの通称いざり坂と言っている坂の調査費をやったわけですが、契約差金がございますので108万9,000円を減額。

それから、今年度施行予定でありました田代10号線、これは松波総合病院周辺の道路であります。この側溝新設工事が病院との工程調整の結果、ことしの7月以降の施行となったことに伴い、不用額等を1,029万6,000円減額するほか、それからパイプライン上部利用工事請負費の契約差金がございます。この不用額を1,207万5,000円減額させていただきます。

それから、第3目 交通安全施設費でございますが、10万円の補正がございます。これは、岐阜県中古車自動車販売商工組合岐阜支部より交通安全を目的とした指定寄附金が、ことし1月20日に10万円ございましたので、この寄附を活用し、道路反射鏡を設置することに伴い、工事請負費を10万円増額させていただいております。

それから、第3項 河川費、第2目 河川新設改良費でございますが、社会資本整備総合交付金の内示額が減額となったため、事業内容の見直しを行ったことに伴い、雨水貯留施設実施設計業務委託料2,270万7,000円を減額させていただきます。

それから、排水路改良事業において用地買収の関係でございますが、不動産鑑定を行った結果、不用額が生じることとなったため、用地買収費を636万円減額させていただきました。

それから、ちょっと飛びまして22ページですが、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、前年度予算措置し、繰越明許した下羽栗小学校トイレ改修事業の工事費が入札の結果、予算額より大幅に減少し、当該事業の財源に充てていました下羽栗小学校整備基金、当初予算では1,956万4,000円繰り入れる予定でしたが、その工事費が安く済みましたので、その余剰分の593万3,000円を再度この基金に積み立てることに伴い、積立金を593万3,000円増額させていただきました。

それから、教育費の第6項の保健体育費の第2目 体育施設費であります。全員協議会でもお諮りしましたが、笠松町民運動場の工事の見直しに伴い、工事設計監理委託料を143万

2,000円及び工事請負費を3,419万6,000円を減額させていただきました。また、緑地公園のテニスコートの改修を今年度A面をやっておりますが、こちらも契約差金が出ましたので、178万5,000円を減額させていただきました。合わせて3,598万1,000円を減額させていただいております。

それから、第10款の公債費の元金利子の関係ですが、こちらは元利償還金の確定に伴い、元金のほうは5,185万8,000円、利子のほうが3,032万8,000円を減額させていただきました。

第11款の諸支出金、第2項の基金費、第5目の減債基金費でございますが、今後の公債費の起債償還額が増となることを見込まれるため、その備えとして余剰財源を減債基金に積み立てることに伴い、今回851万5,000円を増額させていただきました。

以上が歳出でございます。11ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、第9款地方交付税であります。今回は、普通交付税の交付額確定に伴い、1,850万円を増額させていただきました。今年度の確定額は10億5,688万9,000円となりました。

また、歳入につきましては、歳出とほぼリンクした事業精算でございますので省略させていただきますが、15ページから16ページに第17款の繰入金がございますが、今回の歳出の減額補正等により財源が確保できる見込みとなったことに伴う財政調整基金の繰り入れの減額をさせていただいております。3億1,004万7,000円を減額させていただきました。したがって、今年度の取り崩し額は1億7,000万円ということになります。

それから、第19款の諸収入で1,400万円強の補正がしてございますが、これは市町村振興協会市町村交付金、宝くじの助成金でございます。サマージャンボとかオータムジャンボの収益をルール計算で配分されましたので、1,470万8,000円を増額させていただきました。

第20款の町債につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、事業量を見直し削減したため、起債借入額を1,290万円減額させていただきました。

9ページと10ページ、第2表と第3表がございますが、第2表では繰越明許費補正ということで、先ほど説明申し上げました、がん検診推進事業994万1,000円を繰越明許に追加させていただきました。

同じく地方債についても、限度額の補正をさせていただきました。

次に、第6号議案でございますが、25ページからでございますが、平成25年度笠松町国民健康保険特別会計の補正予算についてであります。

今回は1,451万1,000円の減額補正でございます。

こちらの会計も補正内容は、本年度の事業費の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、所要の補正を行うものであります。

重立ったものだけ説明させていただきます。

32ページでございますが、70歳から74歳の医療費自己負担額に関して、2割負担の凍結措置

が継続されることに伴い、高齢受給者証の再交付が必要となるため、印刷製本費7万1,000円、通信運搬費7万4,000円、そして情報センター委託料5万9,000円を増額させていただきました。それから、レセプト管理システム用機器の更新に伴いネットワークの設定が必要となるため、手数料を8万4,000円、それから国保連合会システムのOSの変更、XPから7にかえるわけですが、これに伴いシステム改修が必要となるため委託料を94万5,000円増額。それから国保連合会システム用機器の更新を予定しておりましたが、国保連から借用中の特定健診管理用システム用機器に国保連合会システムをインストールして並行運用できることとなったため、パソコン購入が不要となったことに伴い、備品購入費を35万3,000円減額させていただきました。

また、35ページの第9款 基金積立金でございますが、12月定例会の補正で、前年度繰越金の一部を財源として基金積立金の増額5,000万円をさせていただきましたが、今年度の保険給付費が見込みより伸びなかったため、余剰となる財源を国民健康保険基金に積み立てを行うことに伴い、積立金を1,933万円増額させていただきました。

ほかにつきましては、冒頭で申し上げましたように事業精算でございますので、この会計については説明を省略させていただきます。

続きまして36ページからでございますが、第7号議案 平成25年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

679万8,000円の減額補正でございます。主な補正内容は、本年度の事業費の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、所要の補正を行うものであります。

特に事業精算でございますので、内容説明は省略させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、40ページから49ページにわたります第8号議案 平成25年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。

こちらは、2,736万4,000円の増額補正であります。こちらの会計も、内容的には本年度の事業費の精算及び今後の事業費の見込みに伴い、所要の補正を行うものであります。

46ページの総務費でございますが、ここだけがちょっと特別のものでございまして、43万1,000円の委託料の増額がございますが、これは平成26年度消費税増税による介護報酬等の改定に伴い、介護保険システムを改修する必要が生じるため、委託料を43万1,000円増額させていただきます。

ほかは給付実績により増額補正をさせていただきましたが、いわゆる事業精算でありまして、説明は省略させていただきます。

補正予算の最後でございますが、50ページから56ページにわたります第9号議案 平成25年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。

5,762万2,000円の減額補正であります。事業費の精算及び今後の事業費の見込み等に伴い、

所要の補正を行うものであります。

歳出につきましては、排水量の減少に伴い、木曾川右岸流域下水道維持管理負担金を1,515万9,000円減額が主でございますが、あとは第2款の下水道費でございますが、国庫補助事業の縮減に伴い、公共下水道工事請負費を4,163万5,000円減額、それから公共流域下水道事業費の増額に伴い、木曾川右岸流域下水道事業建設負担金を58万6,000円増額しております。

なお、内示額は少なかったのでありますが、26年度の予定箇所は全て完了しておりますので、御報告させていただきます。

歳入では、55ページですが、第6款の町債で2つ補正をしております、流域下水道事業建設負担金の増額に伴い、流域下水道事業債を50万円増額、それから公共下水道事業に係る工事費の減少に伴い、公共下水道事業債を1,980万円減額させていただいております。

53ページの第2表では、今申しあげました関係の地方債の限度額の変更をさせていただきました。内容は省略させていただきます。

それでは、新年度予算の関係に移りますが、先ほど町長から新年度予算全般について要旨を申しあげましたが、私からは会計ごとに新規事業を中心に概要を説明させていただきます。

この説明書と主要事務事業を使って御説明したいと思います。

まず一般会計の平成26年度は、先ほど町長から説明がありましたように、庁舎の耐震とか大規模改修、さらには歴史民俗資料館の建設工事の関係で15.7%増と大きな伸びとなっています。

一般会計の歳入についてであります、一般会計予算に関する説明書の3ページをお開きください。

歳出とリンクしない主な収入についてのみ説明させていただきます。

まず、第1款 町税であります、町税全体では1,665万円の増、0.6%の増にとどまっております。

第1目の個人であります、こちらは納税義務者数を1万803人、昨年より163人増で積算しております、均等割につきましては、震災復興分の500円がオンされましたので、570万円増の3,700万円を計上させていただきました。所得割につきましては、25年度の実績をベースに計算いたしまして、710万円増の10億1,850万円を計上させていただきました。

第2目の法人につきましては、均等割につきましては昨年より1社多い577社で計算いたしまして、均等割を5,330万円と計上いたしました。法人税割につきましては、全体的には昨年度並みの1億840万円を計上させていただきました。

続いて、第2項の固定資産税についてであります、第1目の固定資産税で、現年課税分の、まず土地につきましては6億1,430万円ということで、昨年より1,040万円が減額となっております。これは、評価額に変更はございませんが、宅地の評価がえ下落分を見込んで、そういった減と見込ませていただきました。家屋につきましては、新築増分133棟を見込んで、1,620万

円増の5億600万円とさせていただきました。償却資産につきましては、昨年より210万円減っておりますが、前年並みの1億2,200万円を計上いたしました。

それから、第2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金の関係でございますが、こちらは県の官舎とか競馬場厩舎の住宅分の土地家屋の固定資産税相当分でございますが、昨年補正でちょっと調整させていただきましたが、県が29万4,000円、厩舎分が80万6,000円で積算させていただきました。

続きまして、4ページの第3項の軽自動車税の関係でございますが、こちらはやはり景気の関係でまだ軽乗用車がふえておりまして、50台分を増で見込ませていただきました。現年度分は3,440万円となりました。

第4項の町たばこ税につきましては、若干減っておりますが、直近2年の実績により計上させていただきました。

続きまして、第2款の地方譲与税につきましては、平成25年度の見込みをもとに若干減で計上させていただきました。

それから、第3款の利子割交付金から第7款の自動車取得税交付金につきましては、県の対前年伸び率を参考に、若干増になっておりますが、計上させていただきました。

第8款の地方特例交付金につきましては1,500万円計上させていただきましたが、これは恒久減税に伴う地方の減収を補填するものでありまして、前年度実績を参考に95%を見込ませていただきました。

第9款の地方交付税につきましては、地方財政計画の出口ベースに合わせ、3,000万円減の10億円で見込ませていただきました。

特別交付税は通常分の2,619万円に加え、昨年度も補正させていただきましたが、救急告示病院分の8,381万円を加え、特交分として1億1,000万円を計上させていただきました。

あと、第11款、第12款は、昨年の実績に合わせ計上させていただきましたが、議案勉強会でもお話しいたしましたが、消費税はアップしますが、今回の使用料は見直しを見送っております。

あと、第13款以降の国・県支出金につきましては、全て歳出と関係しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

第16款の寄附金についてであります。16ページです。

第2目の総務費寄附金でございますが、昨年3,000万以上の実績がありますが、頭出しの1,000円しか計上しておりません。

それから、第5目の教育費寄附金では、歴史民俗資料館建設寄附金の申し出をいただいておりますので、3億円を計上させていただきました。

17ページの第17款 繰入金で、第2項の基金繰入金につきましては、まず第1目の財政調整基金繰入につきましては、3億2,500万円ということで、昨年よりは少ないわけですが、財源

調整のため、昨年より減の3億2,500万円計上させていただきました。

それから、第2目のかさまつ応援基金繰入につきましては、3,600万円を繰入計上させていただきました。公共施設巡回町民バス購入に充てるため、これまでの積み立てのほぼ全額を繰り入れさせていただきます。

それから、第3目の社会福祉基金繰入につきましては6,000万円ということで、福祉医療費の町単分に充てるため、繰り入れをさせていただきました。

第4目の伴健康長寿基金繰入につきましては、毎年50万円ずつ繰り入れて、老人福祉事業に充当するため、今年度も50万円繰り入れさせていただきました。

それから、第5目の社会資本整備基金繰入につきましては、下水道会計への繰り入れに充てるため、1億円を繰り入れさせていただきました。

第6目につきましては、昨年と同様、繰り入れさせていただきました。

基金につきましては、平成25年度末で約21億6,900万円ですが、予定どおり執行させていただきますと平成26年度末の基金は16億6,200万円ということになります。

あと細かいのはちょっと飛ばさせていただきます、20ページ、第20款の町債ですが、説明欄に書いてございますような4つの建設事業の財源を確保するため、ごらんの本年度欄に記載してあります5億860万円と、それから臨時財政対策債として今のところ4億3,500万円を借り入れる予定で、合わせて9億4,360万円を町債として計上させていただきました。

以上、簡単に歳入を説明させていただきましたが、歳出につきましては、主要事務事業説明書を使って説明させていただきます。

中身の説明に入る前に、全会計における職員の状況のみ人件費の関係を説明させていただきます。

職員数は130人で、対前年1人減で見込んでおります。条例定数は147人で、定員適正化計画では目標人員が132人となっております。総人件費は9億2,289万8,000円、対前年度比で5,870万円の減、6%の減となっております。

それでは、中身に入らせていただきます。

説明書の1ページでございますが、第1款の議会費でございますが、額的には1.4%増ですが、内容的には昨年と同様、計上させていただいております。

第2款の総務費は83.5%増と、大幅な増となっております。その主な要因は、26年度と27年度をまたいで行います庁舎の耐震と大規模改修の影響であります。

まず総務管理費の一般管理費でございますが、職員研修事業ということで186万1,000円を計上させていただきました。昨年と同様、J C青年の船と、それから宿泊研修を今年度も継続して行っていきたいと思います。一応、宿泊研修につきましては、今年度で完了する予定でございます。J C青年の船につきましては、県の研修センターのほうから2分の1の補助金の助成

がございます。

それから、一般管理費の中ほどに公用車管理事業がございしますが、軽自動車の車両の購入を1台考えております。現在、バスとか消防車を除いて38台の公用車がございまして、うち14台を集中管理で使っております、特にその1台が平成10年に登録ということで老朽化しているため、今回購入させていただきます。

それから、一般管理費の一番下のところに空き家等適正管理事業というのが計上してございます。昨年度から予算計上しておりますが、今年度からは審議会の費用のみを計上させていただきました。緊急時の対応は、予備費とか代執行の場合は補正対応で考えておりますので、よろしく願いいたします。

2ページの財産管理費でございしますが、公有財産管理事業の庁舎ということで、先ほども申し上げましたが、庁舎耐震補強等の工事請負費として、26年度分として5億7,190万2,000円を計上させていただきました。全体としては6億7,385万6,000円であります。工期は27年5月の予定でございします。

なお、この財源につきましては、国の補助金の耐震分として1,779万円、アスベスト除去として223万1,000円で、国のほうからは2,002万1,000円の補助がございします。それから起債対応ということで、公共分、アスベスト分は2,000万円、それから町単の防災分として1億7,120万円、この1億9,120万円については交付税で算入されます。それから、一般単独事業債として2億5,420万円、起債は合わせて4億4,570万円となります。残りの1億618万1,000円は一般財源対応ということになります。

それから、庁舎のところでPCB廃棄処理委託料とございしますが、長年処理できずに処理の順番待ちをしていたわけですが、役場3つと門間倉庫に保管してございします1個を合わせて、豊田市のJESCOという企業で処理を予定しております。

続きまして、第4目 電子計算費でございしますが、このうち総合行政情報システム管理事業ということで2,358万円が計上してございします。このうち、750万円強が社会保障・税番号制度に伴うシステム改修の750万円が入っております。当面は一財対応で、恐らく国のほうから補助があると思っております。

それから、第5目の町民バス運行費でございしますが、先ほど基金繰入で申し上げましたが、公共施設巡回町民バスの購入費ということで、2台分の低床バスタイプを予定しております。全国からの御支援をこのバス購入に充てさせていただきたいと思っております。

なお、議案勉強会でも申し上げましたが、高さ制限の問題につきましては、県当局と現在協議中で、何とかこのバスが買えるように最善を尽くしたいと思っております。

それから、第6目の防災対策費でございしますが、先ほど町長の要旨でございましたように、記入してございしますような防災備蓄を積極的に考えていきたいと思っております。また、自主

防災組織育成事業につきましても、特に地域防災力育成講座といたしまして、これは3地域で講演とワークショップを展開していきたいと思っております。それから防災士育成事業につきましては4人分を考えておりまして、6万円程度費用がかかるわけですが、2分の1助成をしたいと思いますと考えております。

続きまして、第7目の国際交流事業費でございますが、隔年で実施しております青少年海外派遣事業につきまして、26年度計画をしております。生徒20人分と随行員3人分の費用を予算化させていただきました。

それから第8目の諸費につきましては、定住促進事業として290件分の補助を予算化させていただきました。5年経過しまして、これは3年延長させていただいたものであります。

それから、第2項 企画費、第1目 企画総務費でございますが、丸の5つ目ぐらいにかさまつ応援事業とありますが、こちらも要旨で説明されましたように、1,200人分のお礼をとりあえず当初は計上させていただきました。そして、「さまざまな「宝」が輝くまち笠松」という冊子の5,000冊の印刷代と、3,500人分の郵送費をこちらで586万4,000円計上させていただきました。

続きまして、4ページの第3項 徴税費の第2目の賦課徴収費でございますが、下から2つ目のところに納税管理事務事業とありますが、具体的には書いてございませんが、平成27年度からコンビニ収納を計画しております。平成26年度は移行準備ということで考えております。

それから、収納管理事務事業ということで、この中には相続財産管理人の選任申し立て予納金の50万円を、今年度は当初から計上させていただきました。

第4項の戸籍住民基本台帳費の第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちら先ほど電子計算費でございますように、社会保障・税番号制度対応システム改修費用を324万円計上させていただきました。

第5項の選挙費につきましては、来年度は県議会議員選挙の執行経費の、これは準備費でございます。現実的には24年4月執行ですので準備費を計上、それから農業委員会委員選挙が26年7月が任期満了でございますので、この執行経費を計上させていただきました。

第6項の統計調査費におきましては、毎年の統計に加え、平成26年度は経済センサス基礎調査及び商業統計調査、これは7月1日に行われます。それから農林業センサスの分、これは27年2月1日付で行われますが、この執行経費を計上させていただいております。

続きまして、第3款の民生費でございますが、こちらは7.3%の増となっております。主な要因のほとんどは消費税増税に対応するため行われる臨時福祉給付金の給付事業と、それから子育て世帯臨時特例給付金の1億4,000万円強の分が主な原因でございます。

第1目の社会福祉総務費の中にごございます社会福祉協議会の補助金が2,404万5,000円ということで、昨年より662万1,000円の増額になっております。社会福祉協議会につきましては、毎

年補助をしておりますが、社会福祉協議会の基金から繰り入れる額に限界が生じたため1億3,000万円を確保していきたいということで、今年度から繰り入れが少し多くなっております。

それから特別会計繰出負担事業ということで国保と介護保険に繰り入れしておりますが、国保のほうは700万円強、それから介護保険につきましても750万円強増額となっております。国保につきましては保険税軽減制度がございますが、これの見直しが行われましたので、こちらでかなり増額となっております、それから介護のほうは介護給付費の増が見込まれまして、ルール分で増となっております。

それから、社会福祉総務費の一番下のところに、臨時福祉給付金事業と書いてございますが、これは先ほど申し上げました消費税絡みのものでございまして、全額国費対応で事務費と給付分合わせて、1億305万4,000円を計上させていただきました。対象は、住民税の均等割の非課税世帯の7,172人で、ただし扶養義務者は除かれます。1人1万円の交付がなされます。

続きまして、第3目の老人福祉費でございますが、4,028万1,000円ということで、この中で敬老福祉事業の中に敬老会がございまして、こちらについては例年行っておりました料亭が閉鎖されましたので、町内のバリアフリーの料理屋さんを今確保すべく探しておまして、昨年同様実施したいと考えております。

それから、在宅老人福祉事業の中で、シルバー人材センター補助金がございまして、こちらは208万4,000円ということで、昨年より112万4,000円の増となっております。これは一部の職員を常勤化したということと、それから事業見込みが減ということで支援を厚くさせていただいております。

それから、7ページの障がい児・者施設運営事業の中で、笠松町心身障害者小規模授産所運営補助金が1,466万1,000円計上してございます。こちら66万6,000円増額しておまして、こちらは小規模授産所の活動として軽自動車が欲しいということで、野菜の販売とか空き缶の回収をしたいということで補助させていただくことになりました。

それから、ことばの教室のほうも89万3,000円増の1,482万7,000円になっておりますが、ことばの教室は現在4人で運営しておまして、1名が現在常勤でございまして、あと2人を正職員化したいということで、増額となっております。

それから、岐阜なずな学園の関係の運営補助金が96万円計上してございますが、こちら実には法定施設に移行できませんでしたので、岐阜市と岐南町と笠松町が継続支援していくということで、こういった補助を計上させていただきました。

8ページの第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費で4億5,812万3,000円が計上してございます。この一番下に子育て応援特別手当事業ということで、これも消費税絡みで国から全額補助されまして交付されるものでございまして、事務費と合わせて3,848万6,000円を計上させていただきました。これは、消費税が3%上がりますが、子育て世帯への影響を緩和し、消費

の下支えを図るということで、基準日が26年1月1日現在の児童手当の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方が対象で、1人1万円が交付されます。2,651人を対象にしております。

それから、9ページの一番上に保育所施設改修事業ということで、松枝保育所と下羽栗保育所の屋内消火栓設備等改修ということで、こちらの設備につきましては、町が設置した当時のものでございまして老朽化してございまして、消防当局のほうから指導がございましたので、2分の1助成をさせていただきたいと思っております。

それからその下に保育士等処遇改善臨時特例事業ということで、こちらも待機児童対策ということで、本年度は補正で対応させていただきましたが、来年度は当初から計上させていただきました。

なお、補正のときは国だけだったんですが、今年度からは国が4分の3、県と町は8分の1ずつ負担をしなければならないということになりました。

それから、第4目の子育て支援推進費でございまして3,659万9,000円ということで、この中には放課後児童クラブ運営事業ということで、夏休み等というところがございまして、従来は4年生までであったものを6年生まで拡大し、実施を計画しております。

続きまして10ページでございまして、保健衛生総務費の中で、こちらも提案の要旨でございましたが、妊婦歯科健康診査委託料を18万3,000円計上させていただきました。新規事業で、全て町単で3,650円、予定では200人の4分の1ぐらいが受診されるだろうということで、これだけを計上させていただきました。

それから、11ページの第4目の地域医療対策費、今年度から目を別立てさせていただきましたが、こちらが一番上に公的病院等補助事業ということで、救急告示病院の関係ですが、昨年度補正いたしました。今年度は当初から8,381万円を計上させていただきました。財源は全て特別交付税対応でございまして。

それから、休日急病診療の医師と歯科の関係でございまして、こちらは全員協議会でお話ししましたように、時間対応が変わってまいりました。開設時間を実態に合わせた変更となりましたので、よろしく申し上げます。

それから、第5目の環境衛生費の中に火葬場管理運営事業とありまして、その2つ目に火葬場施設改修等工事が583万2,000円計上してございます。数年前に排煙のためのファンの増設を行いましたところ、低周波の被害が少し離れたところの家屋で出たということで、防音壁を設置するため、この金額を計上させていただきました。

それから、住宅用太陽光発電システム設置設備事業につきましては、今までは国の制度にオンする形で助成してございましたが、国の制度が25年度分で終了いたしますが、町単で今後は実施していきたいと思っております。秋には、国の25年度分が多分終了すると思っておりますので、現

状と同じような形で補助を現在検討しております。

それから、12ページの第2項 清掃費、第1目 塵芥処理費の中に、ごみ収集・処分事業ということで、その下から2つ目の資源物等中間処理処分ということで4,994万2,000円が書いてございますが、これはちょっと細かい明記はしてございませんが、新規で小型家電の回収を公共施設で2カ所考えておりまして、携帯電話等の回収を笠松町も行っていきたく思っております。

それから、可燃ごみ（焼却）処分事業の中で、次期ごみ処理施設整備基金積立金ということで5,028万1,000円計上させていただきました。これは利子も含んだ分でございますが、25年度末の残高は2億2,000万円強ございまして、さらにこれをオンするということになります。

それからその下に、不法投棄対策事業といたしまして、3つ目に移動式監視カメラ設置ということで、不法投棄がかなりございますし、資源ステーション等を荒らす被害も出ておりまして、町内等の要請に応えまして、人感センサー付きの夜間撮影可能なカメラを2台購入したいと思っております。この187万9,000円の中には、移設設置委託の分も含んでおります。

それから、第2目のし尿処理費の中の2つ目にし尿（浄化）処分事業ということで、岐阜羽島衛生施設組合負担金がございますが、御承知のように28年4月で焼却場が閉鎖される予定でございますが、こちらでし尿の汚泥を焼却しているわけですが、こちらで対処できるよう、現在ある汚泥焼却炉を撤去する工事と、それから脱水施設ということで、現在は85%に絞っているわけですが、これを70%に絞って持ち出すための設備をつくるための設計を計上しておりますので、こちらで928万5,000円増額の5,467万1,000円ということで計上させていただきました。

それから、第5款 農林水産業費でございますが、5.8%の減となっております。

第3目の農業振興費が399万9,000円ということで、この中に農業再生事業がございますが、従来転作の事務を行っていたわけですが、今年度までの農業者戸別所得補償制度、これが3年間続いたんですが、ここに書いてございますように、経営所得安定対策ということで変わってきます。国が市町村や農家に対して行っていました生産数量目標ですが、これにつきましては5年をめどになくなります。国主導の生産調整から、自己判断での生産になっていきます。この5年間につきましては、所得補償制度が現在10アール当たり1万5,000円交付されておりますが、半額の7,500円となって5年間は継続されます。一応目標は4%減ということで、来年度は404トンという数字は示されております。昨年度は豊作でしたが、笠松町は宅地化が進んでおりまして、相殺されて4%減にとどまっております。

それから、その他事務管理事業（農業振興）、その下に里地生態系保全支援事業ということでジャンボタニシの駆除の関係でございますが、こちらは県の森林・環境税の財源にして予算計上させていただきました。昨年より1名増の4人分を計上させていただいております。

続きまして、第6款の商工費でございますが、こちらは3.3%増となっております。

第1項 商工費の第2目の商工業振興費の中では、こちらも産業振興支援の関係が書いてございまして、1,000万以上の投下固定資産に補助するという事で1,600万円を計上させていただきました。

それから、第7款の土木費でございまして、こちらは5.9%の減となっております。内容的には、昨年は排水路の改良事業で用地取得がありまして大きく膨らんでおりましたが、全体的には昨年と同じボリュームで計画を立てていると思います。

第1項 土木管理費の第1目 土木総務費の中では、まず道路台帳整備事業として、これは交付税の算定に用いられるため、どうしても直しておかなければならない台帳でございまして、毎年ですと費用がかかりますので、1年置きで実施しております。

それから、新規事業として地籍調査事業を実施いたします。これは新規事業として、当初でするので基本計画策定が当面の作業となっていきます。推進委員会の開催費用を3回分計上させていただきます。

続きまして、第2項 道路橋梁費、1目 道路維持費の道路修繕事業の中に道路ストック総点検委託というのを新規で計上させていただきました。このうち、全体的に道路を調査するわけですが、標識とか照明灯が国庫補助対象になりますので、そういったものを重点的にやっていきたいと思っています。それから側溝・舗装修繕工事（全域）1,080万ですが、昨年より562万2,000円増額させていただきました。

第2目の道路新設改良費につきましては、道路拡幅要綱事業の2つ目に道路拡幅改良工事ということで、主な箇所は、先ほどちょっと減額で申し上げましたが、松波病院周辺と長池町民グラウンドの南側の通学道路、これを含めて3,008万7,000円を計上させていただきます。

それから、道路新設改良事業では、こちらも先ほどございましたが、パイプライン上部利用ということで、田代10、11号線、分水工西の延長220メートルを予定しております。

第4目の橋梁維持費でございまして、橋梁修繕事業ということで、まず橋梁長寿命化設計業務委託ということで門間13号橋と中川橋をやりまして、橋梁長寿命化修繕工事といたしましては門間13号橋を予定しております。55%が国庫補助対象となります。

続きまして、第3項の河川費でございまして、16ページの第2目の河川新設改良費で4,900万円強を予算計上させていただきましたが、昨年に続いて雨水貯留施設実施設計業務委託を実施いたします。25年度は国の内示が少なかったため一部しかできませんでしたが、26年度は残りの設計を予定しております。27年度には着工と計画しております。

続きまして、都市計画費でございまして、都市計画総務費の中の耐震診断、改修助成事業ということで、なかなか民間の耐震が進まないわけですが、新規にその他建築物耐震診断助成ということで、非木造住宅も対象に加えて来年度は実施していきたいと思っております。108万7,000円を新規に計上させていただきました。国が2分の1、県が4分の1でございまして。

それから、第2目の公園費では、サイクリングロード整備事業ということで、先ほどもございましたが、実施設計を蘇岸の中継拠点から河川環境楽園まで、それから中継拠点の実施設計を合わせて1,396万4,000円考えております。サイクリングロードの整備工事としては、未実施でありますJRから国道22号までの延長520メートルを予定しております。これで、みなと公園から蘇岸まで完成して、いろんな事業展開が可能になってくると思います。

それから、運動公園につきましては、5年計画の2期目ということで、来年度は野外ステージ等を施行したいと考えております。2分の1が国庫補助金で、起債で2,790万円を財源として考えております。

第8款の消防費につきましては、7.2%の増となっております。これは、第1項 消防費、第1目の非常備消防費の中で、2つ目に消防自動車管理事業の中で、消防ポンプ自動車購入費1,800万円計上させていただきました。車の配置の表がございますが、第3分団の普通消防ポンプ自動車1台というところが買い換え対象でございますが、こちらにつきましては、先般、議案勉強会でもお話いたしましたように、20年以上経過しております、過去に真空ポンプの修繕を行っておりますが、現在機能低下しております、今後、修理費がかなりかさねていくことが予想されますので、今回購入を計画させていただきました。今後も、この経過年数ではなく、あくまでも個々の車の状況に応じて対応させていただきたいと考えております。ここに操法大会とありますが、これは郡の大会の分でございます。

第9款の教育費でございますが、36.4%増となっております。

教育総務費を1億2,300万円強組ませていただいております、教育委員会運営事業ということで二町教育委員会の負担金7,428万1,000円が計上してございます。来年度、教育委員会の事務として、二町サミットにかえて新規に立志教育事業ということで、3泊4日で次代を担う児童・生徒を育成するための事業を200万円を計画されております。

続きまして、18ページの第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、細かいのは省略させていただきますが、松枝小学校の中で校舎修繕等工事ということで、職員室等空調機の設置工事を行いたいと思っております、ちょっと大きな1,000万円の修繕費となっております。

それから、19ページで小学校教育学習支援事業ということで、この中で特別支援教育アシスタントの謝金が計上してございますが、こちらにつきましては松枝小学校が1名増ということで、昨年より少しプラスの金額になっているかと思っております。

それから、第3項の中学校費で、第1目の学校管理費でございますが、屋内運動場は終わりましたんですが、笠松中学校管理事業ということで3,234万4,000円を計上させていただいております。内容的には、ロッカー改修ということで、岐阜県産材の補助を活用して実施していきたいと思っております。なお、西舎防水塗装とありますが、体育館がきれいになって非常に汚れが目立つということで、黒ずんでいるところの清掃を兼ねて防水塗装を考えております。

それから、20ページの中学校教育学習支援事業ということで、非常勤講師5人分を計上させていただきますが、こちらにも新たに非行指導のため1名増員させていただきます。

それから、第4項の学校給食センター費でございますが、予算上は関係ございませんが、給食費を4月から消費税アップ分と、それから学校の2期制に伴う授業日数が増となっておりますので、これに対応すべくいわゆる値上げをさせていただきました。小学校が1食当たり232円、中学校が265円に改定させていただくこととなります。給食センターの運営委員会に諮って、一応このような方針を立てさせていただきました。

第5項の社会教育費の第1目 社会教育総務費の文化財保護事業でございますが、天然記念物等維持管理補助金ということで、これまではこういったものを指定するだけでしたが、今後は費用の2分の1、10万円以内の助成をさせていただきたいと思っております。4月からこのような助成を考えていきたいと思っております。

それから第3目では、下羽栗会館で屋上防水を、18年経過しておりますので、計上させていただきました。

それから、第4目の歴史民俗資料館費では3億938万2,000円ということで、新歴史民俗資料館の建設事業費を3億円強計上させていただきます。現在、検討委員会で御意見をいただいておりますが、まとめ次第、設計を早く完了し、確認申請を出して工事発注をしたいと思っております。年度内完成を目指してやっていきたいと思っております。27年初夏にはオープンできると思っております。

それから、第6項の保健体育費の第1目 保健体育総務費の中に、Eボート普及推進事業がございます。来年度は、一番下でございますように、飛騨・木曾川Eボート交流会がございますので、どうしてもその上にあるEボート用品購入ということで、現在5艇がございます、3艇を購入したいと思っております。笠松町以外のどちらの自治体も管理が悪くて、白川町のしか借りられないもので、11艇で運営していきたいと思っておりますので、この3台の一式を購入させていただきたいということで計上させていただきました。

それから、22ページの第2目の体育施設費ですが、テニスコート管理運営事業ということで、ことしのA面に続いて、来年はB面を計上させていただきました。748万5,000円であります。

第10款の公債費につきましては4,084万5,000円減ということで、元金が60件分、利子を72件分計上させていただきます。

諸支出金については、ごらんとおりであります。

以上が一般会計であります。

特別会計につきましては、24ページになりますが、第11号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計予算についてであります。

この国保の予算は、歳入歳出総額26億3,585万円、対前年度比335万7,000円の増額予算とな

りました。

予算編成に当たりましては、一般被保険者5,957人、対前年度比1.9%減、退職被保険者345人、対前年度比0.3%減、これを基礎に算定させていただきました。

歳出では、前年度実績額を勘案し、療養諸費が1,660万6,000円の減額、高額療養費は682万5,000円の増額となりました。

歳入では税収入で、歳出総額から国・県の支出金、交付金、繰入金などを差し引いた保険税収の必要額6億6,183万4,000円、これは対前年度比4,977万6,000円の減額で予算計上させていただきました。

一方、先ほどの平成25年度補正予算でも触れさせていただきましたが、国保基金の25年度末残高は1億7,400万円余りとなります。今後も国保運営は非常に厳しい状況が続きますが、税率改正につきましては、5月の税率試算時に前年度からの繰越金の状況や基金の状況などを含め検討し、税率改正を考えていく考えであります。

続きまして、28ページの第12号議案 平成26年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

この予算につきましては、歳入歳出総額2億2,014万7,000円の予算となりました。

予算編成に当たっては、本医療制度の対象者2,642人を基礎に算定いたしました。

歳入では、26年度の保険料率は、所得割7.99%、これは対前年度比0.16%の増であります。それから均等割が4万1,840円、対前年度比1,170円の増であります。このように変更され、後期高齢者医療広域連合が推計した笠松町分の保険料に収納率99%を見込んで計上させていただきました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億502万8,000円で、予算の93.1%を占めております。

続きまして、29ページの第13号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計予算であります。

この予算につきましては、歳入歳出総額16億409万6,000円で、対前年比6,763万円の増額の予算となりました。

この予算編成に当たっては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画の最終年となるため、この計画をベースにして計画期間中の保険給付費等の実績を考慮し、編成したものとっております。

第1号被保険者を対前年301人増の5,828人と推計し、保険給付費につきましては15億2,265万6,000円、対前年6,465万5,000円の増と推計し、予算計上させていただきました。

なお、保険基準額は5万7,000円で、保険料収入見込み額は予算総額の20%となりますが、介護保険基金からの繰り入れにより21.9%を確保する予算となっております。

続きまして、32ページの第14号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計予算についてで

あります。

こちらにつきましては、歳入歳出総額 9 億 6,852 万 6,000 円で、対前年度比で 2,898 万 7,000 円の増額となりました。

予算の編成に当たりましては、本年度も計画的な整備を優先的に進めますが、一方では国の補助制度を活用した管路施設の健全度に関する調査を行い、その結果をもとに管路長寿命化計画を策定します。その結果、公共下水道事業費につきましては 2 億 3,555 万 1,000 円を計上させていただきました。

主な工事につきましては、下羽栗処理分区の円城寺地内で延長が 2,414 メートル、その他で 735 メートル、全体で 3,149 メートルを予定しております。

平成 26 年度の整備面積は 13.5 ヘクタールで、来年度末には 480.3 ヘクタールが整備済みとなり、整備率は対全体計画で 70.3%、対認可区域では 86.1% となる予定であります。

先ほど申し上げました管路長寿命化計画策定業務につきましては、管路施設の長寿命化を考えたとき、これまでの修繕レベルの不明水対策から長寿命化対策としての不明水対策と発想を転換し、内容的には耐震対策や予防保全としての劣化対策と同等に考え、対策の一環として管路長寿命化計画を策定します。その場所については、この計画の補助対象が築 20 年以上経過したところしかだめということで、松枝処理分区の 7.4 キロメートルを対象とし、計画から更正までの 5 年間のセットで、この長寿命化対策とする形にしていきたいと考えております。

今後も引き続き、下水道事業の果たす役割を踏まえ、鋭意整備促進等により、一層の効率化及び健全な運営に努めていきたいと考えております。

続きまして、最後の第 15 号議案でございますが、34 ページになります。

平成 26 年度笠松町水道事業会計予算についてであります。

この予算の編成に当たりましては、地方公営企業会計制度が昭和 41 年以来、およそ半世紀ぶりの大幅な改正が行われましたので、この制度の改正に基づき編成させていただきました。

公営企業が経営の実態をより正確に把握し、それに基づいた経営戦略を立てることができるようにするというのが、この制度の改正の趣旨でございます。

今回の会計基準の主な見直し項目といたしましては、借入資本金制度の廃止、工事負担金等により取得した固定資産のみなし償却制度の廃止、引当金の義務づけ、キャッシュフロー計算書の導入、勘定科目等の見直しなど多岐に及んでおります。

また、収益的収入及び支出の予定額につきましては、今回の会計制度の改正に伴う影響額、そして財政収支のバランス及び収入と支出からどのくらいの利益が出るかをもって予算を編成した結果、収益的及び資本的の予定額の総額は 5 億 5,855 万 5,000 円で、対前年度比 1,322 万 8,000 円の減額となりました。

主な建設改良事業といたしましては、平成 25 年度に続き、第 4 水源地の電気設備等の更新事

業に2億1,000万円強、この財源として企業債の借り入れを2億円。また、円城寺地内での下水道工事にあわせて、布設や布設がえ工事など配水施設に5,300万円強、それから給水施設に1,400万円弱を計上させていただきました。

今後も引き続き、水道事業の果たす役割を踏まえ、安心して安全な水道事業の継続に向けた経営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、時間の都合で主要箇所の説明にとどまりましたが、議案勉強会でまたゆっくり聞いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（岡田文雄君） スピードを持っていろいろ議案を御説明いただきました。

10日、11日、12日と議案勉強会を設けてありますので、そこでまた詳しく勉強していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、請願、10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 請願第1号、第2号を続いで行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず第1号請願 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書についての紹介をさせていただきたいと思います。

ここでお願いをしています要支援1、2の方は、給付されていた予防介護を要介護に進まないための暮らしへの支援でした。要支援1、2を外すことは、保険あって介護なしにつながるものであると私は考え、紹介議員となりました。

社保協からの請願の趣旨を読んで、提案にかえさせていただきます。

日ごろから、住民の命と暮らしを守るために御奮闘されていることに敬意を表します。また、子どもたちの活動に対する御協力に感謝申し上げます。

早速ですが、2013年8月6日に「社会保障制度改革国民会議の報告」（以下、国民会議報告）が出され、また8月21日には「社会保障制度改革推進法第4条に基づく法制上の措置の骨子について」が閣議決定され、社会保障制度の見直しに向けた動きが始まりました。

介護保険制度では、地域支援事業の見直しとあわせて地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しをすとして、これまで要支援者1、2に介護予防給付で行ってきたサービスを介護予防給付から外して、地域支援事業で行うとしています。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移行されたら、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営基準もなくなるために、給付内容で自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸念されます。また、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想されます。

今後、高齢者がふえる中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して、

今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要だと考えます。

そのために、貴議会として、以下の要請項目を国に対して要望することを要請いたします。

請願項目、1. 要支援者に対する給付を地域支援事業に移行せず、今までどおり介護予防給付で行うよう国に要望してください。

これが請願第1号でございます。

次に請願第2号について、引き続き説明をさせていただきます。

特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての請願です。

これは、憲法9条を守る岐阜県共同センターの代表者 近藤真さんより出されたものでございます。

趣旨は、このまま文書を読んで提案にかえさせていただきます。

趣旨、国民の知る権利、表現の自由を守る立場から特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により提出することを請願します。

理由、国政の重要問題である特定秘密の保護に関する法律が、昨年12月6日、参議院本会議で強行採決され、成立しました。国会での短い審議の過程でも、特定秘密保護法は、国民の知る権利や取材・報道の自由を制限し、日本国憲法における国民主権の原則や平和主義を侵害することが明らかになりました。

同法は、秘密規定が曖昧で、接した情報が特定秘密か否かも認識できない中で、公務員のみならず、報道関係者、さらには一般国民までもが、情報の漏えいということで、知らぬ間に処罰の対象とされる危険性をはらんでいます。たとえそのように危惧することはないと説明されても、法律は条文として機能します。

特定秘密保護法は、国民の暮らしと人権、平和と民主主義、国民主権にとって極めて重大な問題であり、廃止する以外にありません。

マスコミ調査でも反対意見が5割を超え、また弁護士会、多くの報道関係者、著名人など広範な国民が反対しています。また、同法案に対し、多くの地方議会が反対、または慎重審議を求める意見書を可決しています。

可決成立後の共同通信社が行った全国世論調査でも、同法の廃止・修正を求める声が82%となっており、70%の方々が同法に不安を感じていることでも明らかなように、民意に背いた法律と言わざるを得ません。

以上の理由から、貴議会として特定秘密の保護に関する法律を廃止する意見書を国に提出されることを求めます。

以上でございますが、どうか皆さん、それぞれの所属としてとられることなく、将来の日本の国民の生活とあわせて考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡田文雄君） お諮りいたします。明3月7日から3月12日までの6日間は議案精読のため休会とし、3月13日午前10時から本会議を再開いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よつて、明3月7日から3月12日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（岡田文雄君） 以上をもつて、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時53分

